

長崎県立大村城南高校いじめ防止基本方針

平成30年12月改訂

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（学校いじめ防止基本方針）

平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」より

上記条文を受けて、本校では、いじめに対してすべての教職員が以下の基本認識を持って解決にあたるものとする。

- ①いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ②いじめは、どの生徒にも、どの学校・学級でも起こりうるものである。
- ③いじめは、学校全体が一丸となって、組織的に対応すべきものである。

これらの基本認識の下、本校の「いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

2. 基本方針で目指す生徒像について

本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として、以下のような生徒像を目指すものとする。

- ①いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解し、決していじめを行わない生徒。
- ②いじめを認識した場合それを放置せず、大人に相談する等の適切な対応が取れる生徒。

3. 学校が特に配慮が必要な生徒について

以下の生徒に対しては、職員間での情報の共有と見守りを行い、言動に変化がみられる場合は教育相談委員会（特別支援教育委員会）を実施する。

- ①心身に障害を抱える生徒。
- ②海外より帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ生徒。
- ③性同一障害や性的指向・性自認に係る生徒。

4. 「いじめ対策委員会」の設置について

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を設置するものとする。

- ①「いじめ対策委員会」の構成員は以下のとおりである。
校長、教頭、教育相談主任、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任
関係学級担任、外部委員、その他関係する職員
- ②「いじめ対策委員会」は保護者や地域関係者、外部機関や専門家（警察、医療機関、スクールカウンセラー等）と適宜連携を図って、いじめの防止、早期発見及び具体的な事例への対応を行う。

5. いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの防止について

- ①全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性を持った大人に育成するために、年に1回の「ソーシャルスキル教育」を行う。
- ②自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成するるために、年に1回の「人権教育」を行う。
- ③全ての授業や特別活動において、生徒が自己肯定感や充実感を感じることができる雰囲気作りに努める。

(2) いじめの早期発見について

- ①いじめの早期発見のため6回の「生活とこころの調査」を行う。
- ②生徒の些細な変化に気づけるよう、必要に応じて個人面談等を行い、情報収集に努める。
- ③学年会や職員研修等を通じて、日ごろから生徒についての情報交換を密に行う。

(3) いじめへの対処について

- ①いじめを発見もしくは通報を受けた教職員は、いじめを受けている生徒・通報した生徒の安全を確保しつつ、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。（別紙様式）その後は「いじめ対策委員会」が中心となって組織的に対応する。
- ②いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行い、生徒とその保護者に対して、必要な支援を行う。状況に応じて心理の専門家や、医療機関、福祉機関等の協力を得る。
- ③いじめを行ったとされる生徒から事実関係の聴取を行い、生徒とその保護者に対して、一定の教育的配慮の下、必要な支援・指導を行う。状況に応じて警察等の協力を得る。

6. 重大事態への対処

生命や刑法に関わる重大ないじめ問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、直ちに教頭に報告する。校長の指示により迅速な事実把握を行い、支援体制を作りながら対処する。速やかに県教育委員会に報告し、必要に応じて警察署など関係機関との連携をとる。